

第2章 中国の覇権的行動が及ぼす地域海洋安全保障への影響

金田 秀昭

はじめに

隣国、中国（中華人民共和国）の将来動向は、色々な意味で、地域や国際社会の重要な関心事となっている。とりわけ、中国の海洋を巡る覇権的行動が及ぼす地域安全保障への懸念が増大している。

1978年に「社会主義市場経済」のメカニズムを導入する改革・開放路線をとって以降、中国は、政治的、経済的に、地域大国として成長し続けている。他方、軍事面では、核兵器の近代化、各種弾道・巡航ミサイルや海空軍力の急速な近代化・増勢、宇宙やサイバー技術の強化を進めており、また近年は東シナ海、南シナ海、西太平洋などの海域で覇権的な行動をとるようになってきた。こういった中国の海洋における覇権的行動は、日本を含む北東アジア、東南アジア及び南アジア地域の諸国との摩擦を生じ、時としてホットな状況を生起させるなど、地域や国際社会の警戒心を呼び起こしている。こういった中国の動向に対し、海洋国家日本は如何に対応すべきであろうか。

本論では、こういった状況認識の下、まず中国の建国以来の海洋を巡る国家戦略や行動態様を分析した後、それらの戦略や行動の背景をなす基本原理を探求し、そこから導き出される中国の将来動向を考察した上で、最後に、日本の取るべき対応について考究し、対策を提示する。

1. 中国の海洋国家戦略

（1）海洋国家戦略の変遷

中国の海洋を巡る国家戦略を歴史的に追って見れば、3段階で変遷を遂げてきたことが分かる。

本質的に大陸国家たる中国が、建国後、現実には海洋の経済的・軍事的重要性を認識し、積極的に侵出するようになったのは、1950年代末からと言える。50年代後半にソ連との間に様々な軋轢が生じ、60年代に中ソ対立が現実化すると、対外貿易活動をソ連との陸運から西側諸国との海運に切り替える必要性が生じ、毛沢東の指示により国家として海運重視の道を歩んでいくこととなった。

時を同じくして科学技術発展計画が制定され、64年には海上諸活動の安全確保、水産資源や海底鉱物資源の活用、国防上の海洋資料整備の観点から、国务院直属機関として国家

海洋局が創設され、以後、海洋調査活動を活発化していった。これが「海洋による生存」の第1段階である。

1974年、鄧小平は国連特別総会で演説し、自国を発展途上国、第3世界の盟主として位置付け、国連海洋法会議を強く意識した資源ナショナリズムを主張した。80年代には、鄧小平の信任を受けた海軍司令員の劉華清が、台湾武力統一に加えて自国防衛及び天然資源確保のため、日本列島、南西諸島、台湾、フィリピン、ボルネオを結ぶ「第1列島防衛線」を絶対海上防衛線とする「近海防御」戦略を策定する。この防衛線内には、中国の「核心的利益」である台湾のみならず、わが国の尖閣諸島を含む東シナ海、ASEAN諸国が領有権を主張する南シナ海をも包摂する。一方、改革・開放路線により、目覚ましい経済成長が現実のものになると、成長維持のため、更にエネルギーや天然資源を確保する必要が生じ、海洋権益や海運・通商を保全するため、外洋行動力を持った強大な海軍力の必要性が認識されるようになった。そして中国は、「近海防御」戦略をベースとして、海軍力の強化を着々と実行に移していった。これが「海洋による成長」の第2段階である。

第3段階は現在の状況、即ち「海洋による発展」の段階である。冷戦が終結し、旧ソ連との国境線沿いに張り付いていた膨大な軍事力が不要となると、飛躍的に成長を続ける国家資源を海軍力の増強に振り向けることが可能となった。冷戦終結後の20年余、国防費が連続して2桁（2010年のみ9.8%）の伸びを示す中で、中国は、軍事力の増強、近代化を進めてきたが、とりわけ海軍力に力点が置かれてきた。そして「近海防御」戦略を完整するため、近代的な原潜や通常潜水艦、駆逐艦など大型水上艦が次々と建造され、近年は、米空母を主目標とする対艦弾道ミサイルや、初の航空母艦の就役も近いと見られている。それに連れて中国海軍の戦略は、従来の「近海防御」の概念を超えて、2007年、胡錦濤主席による「遠海防衛」の提起に至るようになった。

（2）周辺海域への海洋侵出

鄧小平が国連総会で「資源ナショナリズム」を強調した1974年から、南シナ海を端緒として、中国の周辺海域への侵出が始まる。南ベトナムの西沙群島（現在、中国、ベトナム、台湾が領有を主張）を軍事力で攻略し、88年には、南沙群島（現在、中国、ベトナム、台湾、フィリピン、マレーシア、ブルネイが領有を主張）の珊瑚礁などを実効支配し、90年代に入ると、フィリピン海域に侵出してフィリピンが領有を主張するミスチーフ礁に施設を建設した。しかし冷戦下及び冷戦直後の米国とソ連（ロシア）は、その時々事情もあって、中国の動向には不介入の方針を続けた。

90年代後半になって、その状況に変化が現れる。97年には、中沙諸島のスカーボロ礁

で中比衝突が生じ、98年秋からは、ミズーフ礁に中国が恒久施設を建設した。これに対して同盟国米国の後ろ盾で中国に対抗しようとするフィリピンと、95～96年の台湾海峡への弾道ミサイル発射以降、中国の野心的な軍事行動を牽制する必要性を強く認識した米国との思惑が一致し、98年に米国はフィリピンとの間に「訪問米軍に関する地位協定」を結んで米比軍事協力を復活させ、中断していた米比合同訓練を再開すると、中国の同海域侵出への動きは一時的に沈静化した。

ここで南シナ海における中国の海洋侵出パターンを振り返ると、まず、中国政府の意を受けた漁民が、領域係争海域付近で不法な活動を行い、強力な海軍力を持たない相手国との間に摩擦が生じると、漁民保護の目的で国家海洋局や漁業局など海上保安機関の公船、時には海軍艦船による示威行動を行い、その時々を超大国の力の空白や相手国の政治的混乱に乗じて、一部の島嶼や珊瑚礁などを占拠し、これに対する相手国の対応が手ぬるいとするや、漁民保護を名目とする建造物の建築に始まり、監視所、飛行場、岸壁などの軍事施設の建築、軍部隊の駐留、軍事力の展開や示威などへと動きをエスカレートしていくというものであった。

中国の海洋侵出は、南シナ海では一旦その勢いを止めたかに見えたが、代わって東シナ海や日本の領域周辺、更には西太平洋の日本の排他的経済水域（EEZ：Exclusive Economic Zone）で、その勢いを徐々に拡大するようになった。80年代には、日中中間線西側海域で資源探査のためのボーリングが行われ、90年代には平湖ガス田、2000年以降は、春暁（日本名：白樺）などのガス田を建設するに至った。そのパターンは、始めは海洋調査船などによる領域問題未解決海域での一般海洋調査に始まり、これへの日本の対応が手ぬるいとするや、資源探査目的の海底地質調査や対潜水艦作戦資料の収集へと動きをエスカレートしていくというものであった。

（3）海洋侵出の根源的動機

では、このような中国の周辺海域への強引な海洋侵出の動機とは何であろうか。

中国は、過去の歴史において、海洋権意識が希薄であったが故に、海洋主権と領土を当時の列強から奪われたという屈辱的な経験から、この奪還を至上の国家目標に置いている。中国が、異様なまでに海洋において覇権的と捉えられる行動をとる根源的な理由は、そもそこにある。

現国防部長梁光烈の「国の繁栄と軍隊の強化は、「中国人国家」を大きく再生させる上での2つの主要な礎である」という言葉は、現代中国の政治、軍事指導者が共有し、あらゆる機会に表明される概念と言えよう。中国の指導部は、政治（外交）力、経済力、軍事

力を含む「総合国力」の拡大により、共産党支配の永続化、経済成長と発展、国内政治の安定、国家主権の防衛と領土保全、大国としての地位の確保など、最重要目標が達成できると見ている。そして、その先には、「中国人国家」の再生（再興）という言葉で表される、中華人民共和国を盟主とした「陸海兼備」の「大中華共栄圏」の再構築がある。

中国の指導者にとって、この構想の実現は、もはや夢物語ではない。冷戦が終結し、北方及び西方の大陸方面については、当面安全保障上の心配をする必要がなくなり、軍近代化の足を引っ張っていた陸上兵力を大幅に割愛することが可能となった。代わって中国は、その関心と国家資源の配分を、重点的に東方と南方、即ち海洋方面に向け、「陸海兼備」の「大中華共栄圏」構想の仕上げに向けられるようになったのである。

劉華清が、86年に「近海防御」戦略を策定するまで、中国海軍の任務は、沿岸部で「大陸への侵攻に抵抗し、国土を防衛する」ことに焦点が当てられ、強大な陸軍の補助兵力に過ぎなかった。しかし「近海防御」戦略によって、中国沿岸を越えた活動が政治的支持を受け、一方で、急速に膨張する経済成長を支えるためのエネルギーや天然資源開発、安定的な海運や海外拠点の確保が必要となってくると、中国の政治、軍事指導者や理論家の間に、「国の繁栄と軍隊の強化」にとって、海洋や海軍への関心が急速に高まり、国勢伸張のために海洋パワーを概念化し、国家の海洋戦略を描こうとする強い動機が自然に生まれて来るのである。

（4）マハニズムの信奉（中華マハニズム）

中国（共産党）は事の是非はともかく、理論を尊重する国柄（党柄）である。とすれば、現代中国の海洋侵出の国家的熱情を支える指導層のコンセンサスとして、何らかの理論的根拠がある筈である。

海洋の利用による国勢伸張理論の歴史的な研究の結果として、現代中国の国家海洋戦略の視点には、皮肉にも現代中国海軍の最大の脅威である米海軍の育ての親、アルフレッド・マハン海軍少将の「シーパワー」理論の実践的信奉に基づく「中華マハニズム」があると見るのが妥当ではないか。

マハンはその歴史的著書（1890年発表）『海上権力史論（歴史に及ぼしたシーパワーの影響）』において、シーパワーとは、「武力によって海洋ないしはその一部を支配する海上の軍事力のみならず、平和的な通商や海運を含む」概念であるとし、生産によって生産物の通商が必要となり（生産・通商）、海運によって交易品が運搬され（海運）、植民地の存在が海運の活動を拡大助長し、安全な拠点を増やすことによって海運の保護に役立つ（海外拠点）という、連鎖する3循環要素の中に、海洋国家の国勢伸張のための鍵を見つけ出

されるところとした。その上で、これら3循環要素を保護又は推進するものとして強大な海軍力の保有が必須条件となるとし、これら全体を総称して「シーパワー」と呼称した。この考えは以後米国の国勢伸張の理論的根拠となり、米国の海外展開と米海軍の発展に大きな影響を及ぼした。

同書でマハンが言うシーパワーに影響を及ぼす6条件、即ち、①国土が海上交通の要所にあるか否かの地理的位置、②国土が海洋に接して適当な港湾が所在するか否かの地形的環境、③領土の大きさ、特に海岸線の長さ、④人口数、⑤国民の海洋力に対する認識と熱意、⑥海洋を利用し支配しようとする国家政策を打ち出す政府の性格、これらこそ、当時の米国、そして現在の中国に、驚くほど良く当てはまるのが分かる。

2. 顕著となった海洋覇権行動

(1) マハニズムの実践（海洋による成長と発展）

中国は改革・開放路線の中で目覚ましく国勢を伸張してきた。マハンの3循環要素で言えば、先ず第1の「生産・通商」では、GDPは2010年に日本を抜いて世界第2位、貿易額は同年度に日本を抜いて、ドイツ、米国に次ぐ世界第3位となり、コンテナ取扱設備などの港湾能力は急速に成長を続けている。中国の貿易量の約90%は海上経由で行われている。

第2の「海運」でも、船腹量は便宜地籍国を除けば世界第4位で、国家を挙げて国際航運5カ年計画による商戦隊の急速拡充を図っており、10年には造船能力についても日本、韓国と肩を並べた。モジュール型の造船手法の導入により、潜水艦を含め、緊急時に造船能力を急速に拡大することが可能である。

第3の「植民地」を現代流に解釈すれば、政治、経済、軍事上の海外活動拠点、即ち、現在中国が、遮二無二推進しているインド洋など外洋での戦略拠点、「真珠の首飾り」の構築ということが言えよう。米国防省の「アジアのエネルギーの将来」という内部文書によると、中国はエネルギー権益の確保のみならず、より広範な安全保障上の目的を達成するため、政治、経済、軍事などの複合的観点から、中東から南シナ海に至る海上交通路に沿った一連の政治（外交）、経済、軍事上の戦略拠点—「真珠の首飾り（String of Pearls）」—を構築中であるという。実際に中国は、パキスタン、スリランカ、バングラディシュ、ミャンマーなどに港湾を整備したほか、最近ではソマリアの海賊問題への対応を理由に、セシェル諸島など、インド洋の島嶼国家にも触手を伸ばしている。

他方の「海軍力」について言えば、中国は大方の日本人の認識を遥かに上回るペースで、急速に沿岸海軍から外洋海軍へと脱皮しつつある。90年代以降、中国海軍の部隊構成は、

低機能・単任務から、高機能・複任務へと変貌しつつある。2010年には、75隻の近代的な水上艦、戦略原潜を含む60隻の潜水艦などを有し、台湾海軍どころか海上自衛隊をも遥かに上回る陣容を整えるに至った。また従来から専門家の間で指摘のあった中国海軍の弱点とされる後方支援能力の改善・拡充にも注力しており、急ピッチで増強中の水陸両用艦の整備と併せ、台湾本島のみならず、尖閣諸島や南西諸島など、わが国の南西方面の離島への攻略能力も整えようとしている。これに加え、いわば準海軍力とも言える海上保安機関（海監、海警、海巡、漁政など）の強力な装備を持つ多数の公船の存在も無視できない。

中国の将来については、その驚異的な経済発展と裏腹に、急速な経済改革がもたらす国内的な弊害により、今後の政治、経済上の安定を危ぶむ声も出てはいるが、仮に、このまま順調に3循環要素や海軍力が発展し続ければ、国家の成長と発展を海洋に託したマハニズムの実践ということになる。

（2）日本周辺海域での覇権行動

中国海軍の水上部隊（潜水艦を伴う場合もある）による日本周辺海域への侵出としては、既に90年代から、東シナ海西方では編隊航行などが確認されていたが、2000年の情報収集艦による日本周航を皮切りに、01年以降は、日本のEEZ内となる小笠原諸島周辺、硫黄島から南西諸島にかけての西太平洋海域、更にはグアム島周辺海域などで、対潜作戦用と見られる海洋調査が盛んに行われ、04年には漢級原潜による不法な潜航領海侵入事案が、06年には宋級潜水艦による米空母近傍浮上事案が、沖縄周辺海域で生起した。

近年は多種、多数の水上部隊による、演習・訓練を盛んに行うようになった。08年に4隻の駆逐艦部隊が日本海から侵入して日本を周航して以降、08年に更に1回（4隻）、09年に1回（5隻）、10年に3回（6隻・10隻・2隻）、11年に3回（11隻・6隻・5隻）、12年には現在まで1回（4隻）、いずれもわが国の南西諸島を通峡するなどして、沖ノ鳥島周辺を含む西太平洋やフィリピン海に侵出し、各種洋上訓練を行っていることが確認されている。また11年には水上艦2隻が対馬海峡を通過して日本海で行動した。訓練には実弾射撃なども含まれ、また部隊の編成も、単なる同型艦の単純編制から、複数の艦種の組み合わせによる任務部隊編成となっていることが窺われ、部隊訓練が本格化してきていることが分かる。

このように中国海軍は、沿岸から近海、そして外洋（遠海）へとその行動範囲を逐次拡大し、遂には西太平洋などで定常的に外洋訓練を繰り返し行うようになった。これには、国内外に向けた外洋での行動能力や総合戦闘力の誇示、あるいはEEZ基点を巡って日中の争点（岩か島か）となっている沖ノ鳥島周辺での政治的な示威行動、という意味があると指摘できよう。より軍事的には、米国や日本の対応を研究し、データの蓄積と分析、彼我

の強・弱点の把握、教訓を取り込み、今後の戦略・戦術構築に反映させる意図もあると考えられる。

一方、尖閣諸島を巡る係争に関連しては、08年に中国の海洋調査船2隻が尖閣諸島の領海に侵入し、10年には中国漁船が領海で日本の巡視船に衝突するという事態が発生するなど、現在に至るまで、中国の軍艦、公船や漁船によるわが国主権への挑発行為が頻発している。

（3）南シナ海での米中静戦（Cool War）

中国との領土係争を抱える ASEAN 諸国は、1990年代に入ると、南シナ海問題についての ASEAN 内部での協議を重ね、また中国当局とも実務的な協議を行い、2002年には、「南シナ海における関係国の行動宣言（行動宣言）」が取りまとめられ、中国も署名した。このまま順調に行けば、強制力を持った「行動規範」への発展も期待されていた。

他方、こうした表面上の動きとは別に、南シナ海を巡る米中の軍事上の駆け引きが、水面下で続いていた。01年には、米海軍の電子偵察機 EP-3 が南シナ海で哨戒行動中、中国海軍の F-8 戦闘機と接触して、海南島の中国海軍基地に緊急着陸する事案が発生した。09年には、中国原子力潜水艦の情報収集に当たっていたと見られる米海軍の音響測定艦インペッカブルが、海南島南方の中国領海外で、5隻の中国海軍の艦艇などに取り囲まれるなどして航行の妨害を受けた。

実のところ南シナ海は、中国と周辺関係国との領域や海洋権益を巡る対立のみならず、米中にとっては、軍事情報収集や存在表明（プレゼンス）を巡るクールな戦い、即ち「冷戦（Cold War）」ならぬ「米中静戦（Cool War）」の場となっていた。台湾やチベットなどと同様に、南シナ海を中国にとっての「核心的利益」（10年3月「米中戦略・経済対話」における戴秉国国務委員発言）と位置付け、海南島の三亜基地に原潜や大型水上艦を配備して「聖域」化を図る中国に対し、南シナ海における「航行の自由」、とりわけ軍艦による軍事情報収集や存在表明の自由の確保は、米国にとっての「国家利益」（10年7月 ARF 閣僚会合におけるクリントン国務長官発言）であるとする米国との、南シナ海を巡る軍事対立が時として見え隠れするのである。

クリントン長官の発言以降、中国は南シナ海問題について、米国の関与を伴う多国間による協議を忌避し、2国間での協議での外交的解決を求める姿勢を随所で露わにしてきたが、10年、11年と続いて、ベトナム及びフィリピンとの領有権を巡るホットな事案が、中国側の強権的な行為を伴う形で、再び頻発するようになった。この中国の動きに対し当事国であるベトナムとフィリピンは、米国との関係を強めていく姿勢を見せる。米比両政府

は、11年6月、ワシントンでの外相級会談で、1951年の米比相互防衛条約を「南シナ海での有事」にも適用し、比軍の装備の増強、近代化を米側が支援することで合意し、フィリピン南西部で米比海軍合同訓練を行い、米沿岸警備隊の新鋭艦1隻を比海軍に供与した。また米・越（ベトナム）両政府も、両国の協力関係強化について合意し、7月には、中部のダナン近海で、米越両海軍の共同訓練を行った。

こういった反応を見て、中国政府は、両国に対し2国間の外交協議での解決を求める姿勢を強めるようになった。中国は、いわば硬軟を使い分けて、政治、軍事、経済力の弱い国に対し個別の圧力をかけ、有利な解決に結び付けようとしているのである。しかし、中国の「各個撃破」の動きに対し、ASEAN諸国は、多国間協議を求めて結束する姿勢に転じつつある。10年のARFでのクリントン発言以来、拡大ASEAN国防相会議（ADMM+）やその他の多国間協議の場で、徐々にその機運が醸成されて来た。

11年11月の東アジアサミット（EAS）など、南シナ海問題に焦点が当てられたASEANを主軸とする一連の首脳会議では、米国は断固としてその姿勢を崩さず、日本は米国に歩調を合わせる形で海洋安全保障に関する多国間協議の必要性を訴え、ASEAN諸国も結束したことにより、いわば中国は孤立する形となった。今後、多国間協議を嫌う中国は、必死にASEAN内部の結束を切り崩して巻き返しを図るものと思われ、ASEANや日本などを巻き込んだ米中静戦（Cool War）は今後も続くものと思われる。

3. 海洋覇権の追求と今後の展開

（1）マハニズムの追求（海洋による覇権）

今後も中国は、政治、経済、軍事などあらゆる側面において、硬軟両様の構えを取りつつ、中国を盟主とした「大中華共栄圏」の再構築を目指すであろう。そして中国の「近海」から隣接する「遠海」となる東シナ海、南シナ海、西太平洋（フィリピン海を含む）、インド洋などを中心として、中華マハニズムを飽くことなく追求し、益々、海洋における覇権的な行動を活発化し、「海洋による覇権」を求めていくと承知すべきである。

ここで特に日本との関係を見てみれば、東シナ海や日本周辺海域での状況を南シナ海方面での侵出パターンとオーバーラップさせると、強力な海上防衛力を持つ日本が相手となる東シナ海と、強力な海軍力を持つ相手のいない南シナ海では事情が異なるにせよ、このまま日本が甘い対応を重ねていけば、日中の海洋係争点についての中国側に有利な既成事実化、即ち、両国EEZの境界を巡っての大陸棚延長説による線引き（日本は日中中間線説）や中国による水産資源、海底資源の占有に繋がっていくのみならず、最終的には、日韓、日ロ間での係争点となっている竹島や北方領土のように、尖閣諸島など離島（無人島）の

「中国による実効支配」にまで行き着く恐れもあるということを肝に銘じる必要がある。

現に最近、日本政府が尖閣諸島付近などにある離島の名称を確定する方針を示したところ、人民日報（12年1月17日付）は、尖閣諸島を中国の「核心的利益」と表現し、日本政府を批判した。また近年は、北極航路の開設、また将来的には原潜などによる北部や中部太平洋への侵出も企図していると見られ、それらの動きに関連して日本海の利用に関心を高めていると見られることも看過できない問題である。

（2）近海から遠海に拡がる覇権行動

今や中国は、その海軍戦略を「近海防御」から「遠海防衛」に発展させつつある。これを端的に表現するならば、海軍力の近代化、増勢を進め、その絶対防衛線である「第1列島防衛線」の内側海域で、唯一広大な海域の拡がりを持ち、戦略原潜などの隠密行動に適した十分な深度を持つ南シナ海を、自国の絶対的な影響力下に置く「聖域」と位置付ける一方、東シナ海を自己のコントロール下に置く「制域」、第1列島防衛線の外側のバッファー・ゾーンとして、「第1列島防衛線」から「第2列島防衛線」に至る西太平洋を「征域」とする「三域」構築を推進しているかに見える。

こうした見方をすれば、2010年の韓国コルベット艦「天安」撃沈事案後の米韓合同訓練に際し、何が何でも黄海への米海軍の侵入を阻止したいとの願望が見て取れたことから、黄海については首都防衛のために静穏に維持したい「静域」とし、また北朝鮮の経済特区である羅津（らじん）を活動拠点として、日本海を今後、経常的な活動の海域として整備する意向を持っていると思われることから、これを「整域」とすれば、「五域」構想となる。

いずれにせよ中国は、海軍や海上保安機関などの活動を正当化するための国内法の整備を、関係国の主張を無視する形で、一方的かつ精力的に行ってきた。冷戦終結直後の1992年、「領海及び接続水域法（領海法）」を制定して、南沙諸島、西沙諸島を含む南シナ海のほぼ全域（1947年に当時の中国国民党が作成した地図を踏襲した「牛の舌」または「ナイン・ダッシュ・ライン」で囲まれる海域）及び日本の固有の領土である尖閣諸島を含む東シナ海の島々について、関係国の了解もないまま、一方的に中国領であると規定した。そして97年には国防法を制定し、領土、領海、領空の防衛と海洋権益の擁護を宣明するに至った。更に98年には「経済水域と大陸棚法」、2001年には「海域使用管理法」を制定して、中国による海洋の権益の確保と支配を強化し、09年には、環境保護を名目として、無人島を国有化する「海島保護法」を制定した。

近年の強引な海洋侵出の動きを総括し、将来を展望すれば、中国は南シナ海や東シナ海といった「近海」、日本周辺海域を含む西太平洋及びこれら海域と接するインド洋などの「遠

海」で「海洋覇権の安定的確保」に向けた着実な歩調を印し始めたと見る事が出来る。これを裏付けるかのように、1990年代に始まる中国海軍の外洋行動は、2000年代になると日本周辺や西太平洋方面で顕著となり、今では、世界を周航する練習艦隊の派遣を行い、ソマリア沖の海賊対処のため、最新鋭の水上部隊がインド洋に常続的なプレゼンスを示すようになった。中国海軍は、南シナ海、東シナ海、西太平洋はもとより、今やインド洋（これを「政域」とすれば「六域」となる）にまで影響力を行使するまでになったのである。

（3）海洋覇権を巡る課題

一方、増大する要求によって任務が多様化するにつれ、中国は海洋を巡る幾つかの課題に直面するようになった。2012年に公表された米国防長官府の「中華人民共和国に関わる軍事・安全保障上の展開」は、この点を良く纏めている。同書によれば、中国には、海洋を巡り、海洋周辺部の拡大、地域領土紛争、海上交通路の防護、大国としての地位の誇示および戦略原潜の戦力化といった5つの主要課題がある。

海洋周辺部の拡大については、台湾を巡る紛争に際し、米国（や日本）の攻撃又は介入を阻止する手段として、中国の地政的特徴から生み出される海洋緩衝地帯（第1列島防衛線と第2列島防衛線の間）を強化し、段階的に拡大する必要が出てきた。中国はこのため、近接阻止・地域拒否（A2/AD）構想を進めている。

地域領土紛争については、海洋主権や領土を巡る対立が東シナ海および南シナ海に存在し、現実にはホットな場面も生起している。近年中国は、海洋主権や領土問題で海軍力を前面に立てて使用することを極力控え、代わって大幅に増強された準海軍とも言える海上保安機関の公船（軍艦並みの武装やヘリコプターを搭載するなど、重武装、大型化）を使用する傾向にある。

海上交通路の防護に関しては、周知のように、中国は貿易量の約90%を海運に依存しており、マラッカ海峡などの主要海峡を含む海上交通路の重要性を強く認識している。しかし中国単独でマラッカ海峡の安全確保を達成することは不可能であり、前述の「真珠の首飾り」の戦略拠点を利用した陸上経由の代替通商路を模索するなどしているが、根本的解決とはならないというジレンマを抱えている。

中国の野心的な海軍近代化は、中国の指導層と民衆の矜持に大きく作用していることは間違いない。技術面や運用面で大いに疑問符の付く航空母艦の建造を進める最大の動機として、「国連安保理常任理事国の中で空母を保有していないのは中国だけである」といった指導層の論調が多く見られのも、満更、言い訳だけとも言切れない。しかし航空母艦を基幹とする空母機動部隊の建造と運用には、長い時間と莫大な経費や人員を要すること

は間違いなく、これに固執すれば、嘗てのソ連のように国家的な衰退の呼び水となる可能性もある。

中国海軍の戦略原潜の戦力化の課題は、1970年代後半に計画され建造されたものの、実戦力化することの無かった夏級戦略原潜以来の悲願である「第2撃核戦力」の確保にあるが、晋級戦略原潜は就役したものの、搭載する JL-2 弾道ミサイルの開発が遅れ、当分の間、実戦力化の見通しは立っていない。

（4）海上戦力増強の方向性

中国は、前述のような主要課題などを克服しつつ、今後も維持されと思われる高い国防費の伸びを背景に、海上戦力の更なる近代化や増強に努めていくであろう。

中国は、湾岸戦争やコソボ紛争、イラク戦争などにおいて見られた世界の軍事発展の趨勢に対応し、情報化条件下の局地戦に勝利するとの軍事戦略に基づいて、軍事力の機械化および情報化を主な内容とする「中国の特色ある軍事変革」を積極的に推し進める方針をとっている（平成23年版防衛白書）。

中国の軍事力近代化においては、とりわけ、核心的利益である台湾問題への対処、具体的には台湾の独立および外国軍隊による台湾の支援を阻止する能力の向上が、最優先の課題として念頭に置かれていると考えられるが、近年は台湾問題への対処を超えたレベルの任務遂行のための能力の獲得に鋭意取り組むようになっている。

そして中国自身は、軍事力近代化の長期的な計画として、国防及び軍近代化の3段階発展戦略を示し、「2010年までに基礎を確立し、2020年までに機械化を基本的に実現させ、情報化建設において重大な進展を成し遂げ、21世紀中葉には、目標を基本的に実現する」との目標を掲げている。その中で海軍は、人民解放軍の戦略軍種として位置付けられ、近海での総合作戦能力、戦略抑止・反撃能力を向上させ、更に遠海での協力及び非伝統的安全保障分野の脅威対応能力を発展させることが求められている（「2008年中国の国防」）。

これらから推定すれば、中国は軍事力近代化を鋭意継続する中でも、海上戦力の増強に重点を置き、戦略原潜や攻撃型潜水艦（原潜及び通常型）、航空母艦を基幹とする機動部隊を中心として、各種の近代化戦闘艦艇、支援艦種に至るまでの総合的な戦力向上が図られていくものと見積もられる。このままいけば、米国防予算の長期削減とも相俟って、2020年には、「米海軍を上回る大海軍」（ラムズフェルド元米国防長官）を擁するのは確実とさえ見積もられているのである。これが実現するか否かはともかく、中国が今後、増強する海軍力を背景に、益々、海洋における覇権を強く追求していくことは間違いないであろう。

4. 日本の対応…「自盟協立」

ではこういった中国の飽くなき海洋覇権の追求に対し、海洋国境を接する日本は、どのように対処すべきか。

海洋の安全保障の確保は、一国だけで対処できる問題ではない。また、中国の過去の動きを見れば、南シナ海で起きたことは、必ず東シナ海や西太平洋でも繰り返されるのであり、「対岸の火事」として座視することはできない。海洋立国であるわが国が、海洋主権や領土を防護し、EEZ などにおける海洋権益を保護し、長大な海上交通路の安全を確保するためには、自身の防衛努力は当然として、協同行動に共通の価値を見出せる同盟国や友好国との協力が不可欠となる。

日本は、海洋安全保障に関し、**自**律的な防衛力を強化する一方、日米同盟関係を深化させ、ASEAN や豪、印など価値観を共有する地域の民主主義海洋国家との**協**力関係を拡大し、日本の生存と繁栄の基盤となる海洋**立**国の体制を磐石に整えていかねばならない。即ち「自盟協立」こそが、今後の日本の進むべき道である。

(1) 自律防衛強化

自律防衛の強化について、まずは自律防衛と一体となる自律的安全保障政策の改正が必要である。

海洋主権や領土の面では、東シナ海の日中中間線や尖閣問題について、中国や台湾が正当性無く領土であると主張し、不当な行動をエスカレートさせている。このままいけば、日本の実効的支配が危うくされる状況すら想定される。このため、同諸島に国家機関の施設を設置し、管理人員を常駐させるなどして、国際社会に向け、日本による実効支配を明示する一方、国際司法の場で問題の解決を図るよう中国や台湾に問いかけるべきである。一方、2010年の尖閣諸島での巡視船への中国漁船衝突事案でも明らかとなったように、領域警備や領域防衛に関する当局の権限強化のための法律整備が急務となっている。

自律防衛強化について、防衛面でやるべきことは山ほどある。

まずは憲法解釈に由来して、自衛隊の正当な位置付けを歪めてきた基本的課題（集団的自衛権の行使、武力行使の一体化、保持できる自衛力、自衛権発動の要件、自衛権の地理的範囲、交戦権、専守防衛、自衛官の国家的処遇など）について議論を深め、いわゆる神学論争的な憲法解釈を是正し、関連する安全保障や防衛政策を改正するとともに、要すれば憲法改正を提起していくことが重要である。

一方、自律防衛のために強化すべき具体的な防衛政策・事業として主要なものを列举すると、統合運用能力（ドクトリン、相互運用性、情報共有、C4ISR など）、宇宙を含む戦略・

戦域情報収集体制、周辺海域の常続監視や特定目標監視体制、サイバー戦能力、南西諸島方面の防衛・警備体制（常設の統合機動展開部隊による常続的プレゼンス）、海空防衛力（特に弾道・巡航ミサイル防衛や戦略・戦域対潜能力）、原発周辺や米軍・自衛隊基地の抗堪性などが挙げられる。またこれらに関連して、東シナ海や南シナ海など、わが国にとって重要な海上交通路周辺における強力な海空防衛力の常続的プレゼンスが重要である。

（２）日米同盟深化や地域協力拡大

「日米同盟の深化」や「地域協力の拡大」の側面では、近年、一定の進展が見られる。

2011年6月にワシントンで行われた日米安全保障協議委員会（2+2）での共同発表においては、中国に対し、国際的な行動規範の遵守を促し、軍事力の近代化や活動についての開放性や透明性を高める措置を強化する方針を示す一方、中国の海洋侵出を念頭に、航行自由の原則の維持、海上交通の安全や海洋の安全保障、更に日米豪防衛協力の強化、日米印対話の促進、日米 ASEAN 安全保障協力の強化などが明記された。ここには、わが国の生存と繁栄の基盤として、海洋立国日本が国際社会と取り組むべき安全保障面や防衛面での方向性が凝縮されている。

10年の中国漁船の巡視船衝突事案に際して米国政府は、尖閣諸島が日本の施政権下にあり、日米安保条約の適用範囲内であることを明言した。11年3月の東日本大震災に際しては、自衛隊の即応能力とともに、日米共同の即応対処能力の底力が「トモダチ作戦」を通じて立証された。中国政府や人民解放軍は驚嘆の眼差しで、日米同盟の本質を見届けたことだろう。また豪州空軍の大型輸送機 C-17 も、自衛隊とともに骨幹輸送を担うなど、日米豪準同盟の実効性が行動をもって証明された。7月には、ブルネイで行われた国際観艦式の機会を利用し、日米豪3カ国海軍艦艇が、南沙諸島周辺のブルネイ近海で共同訓練を行った。また12月の日印首脳会談では、インド洋におけるシーレーンの重要性の認識が共有され、インド海軍と海自の共同訓練の強化などが確認された。一方9月には、日比首脳会談で両国間の海上安全保障協力の強化で合意し、10月には、日越間の防衛協力強化の覚書が交わされるなど、ASEAN 諸国との海上安全保障の強化が進捗する中、11月の ASEAN を主体とする一連の会議においては、日本の ASEAN 諸国に対する海洋安全保障面を含めた積極的な協力の姿勢が高く評価された。

そういった中、米国は12年1月、新国防戦略指針を公表し、国家財政難から、今後、大幅な国防予算の削減が必至となる中、欧州方面を主体に陸上戦力を大幅に縮減する一方、海空戦力を充実させ、アジア太平洋方面を重視する戦略への転換を明らかにした。この流れの中、日米政府間では、防衛協力指針（いわゆる「防衛協力ガイドライン」）を改訂する

作業を進めることでも一致している。

では日本として、今後どういう対応が必要となるであろうか。

安全保障分野の今後の対応として、「日米同盟の深化」の面では、日米同盟の実情に沿う形で、日本による同盟国たる米国への集団的自衛権の行使を可能とする解釈を明確化し、武力行使の一体化といった派生する問題も是正すべきである。一方、具体的な政策として、今後は、南シナ海問題で明らかとなった EEZ での航行の自由、具体的には軍艦や軍用機による軍事情報収集活動の是非についての認識整合が必要となろう。その際、米国に対し、米国自身が国連海洋法条約を批准することにより、国際的に確立された慣習を無視して独善的な法解釈を行い覇権的な行動をとる中国に対し、価値観を共有する民主主義海洋諸国と共に、条約当事国として、条約の枠内で「制度的な圧力」をかけることが可能となることの利を強調すべきである。

「地域協力の拡大」の面では、憲法に由来する集団安全保障への参画の問題について、国際社会の日本への期待や要請に沿う形で、国連安保理決議などに基づく集団安全保障への参加を可能とする解釈を明確化すべきである。一方、具体的な政策・事業として、今後は、関係国（越比を含む ASEAN、印、豪など）との安全保障協力体制の強化、対中戦略対話の推進（官民産学の各レベル）、対中国際規範の懲通（EEZ における軍艦等の航行の自由、偶発事故防止協定など）、ASEAN 主体安全保障協議枠組みでの南シナ海問題協議への積極参加、インド太平洋海洋安全保障協盟（日米印豪 ASEAN 等によるコアリション）の設立、日米越安全保障対話（主に対中海洋安全保障協力）の推進などが、当面の課題として挙げられよう。

一方、防衛分野で「日米同盟の深化」のために強化すべき具体的な政策・事業として主要なものを列举すると、宇宙を含む共同戦略・戦域情報共有体制、周辺地域の常続監視や特定目標監視協力、海空共同防衛体制（特に弾道・巡航ミサイル防衛、戦略・戦域対潜能力）、米軍・自衛隊基地抗堪性などが挙げられる。また米軍の国防費削減や再編という流れの中で、日米共同開発・運用・整備の拡充、自衛隊・米軍基地の共同利用拡大（日本国内、グアムなど日本国外）、米軍特定装備の運用（原潜等）といった新たな側面での同盟深化も進めるべきであろう。更に周辺地域や重要な海上交通路における日米共同プレゼンスを進展させるべきである。

「地域協力の拡大」の面では、対中防衛対話の推進、地域友好諸国との防衛交流の推進、戦略・戦域情報の共有、海上交通路の防衛協力、国際安全保障協力（海賊、PKO 等）、SAR（捜索救難）や HA/DR（人道支援・災害救難）での協力、非侵略的防衛装備（救難飛行艇 US-2 等）の輸出や ODA による供・貸与（武器輸出 3 原則緩和）、インド太平洋海洋安全保

障協盟を通じた能力構築・信頼醸成協力、WPNS（西太平洋海軍シンポジウム）と IONS（インド洋海軍シンポジウム）との連携といった点を進展させていくべきであろう。

おわりに

隣国中国は、強かさと勢いをもって海洋覇権の獲得を目論んでいる。日本が座視していれば、尖閣諸島や日中中間線のある東シナ海のみならず、日本海、西太平洋、南シナ海、インド洋などで、海洋立国日本が海洋を自由に使えなくなる事態が生起するかも知れない。そうなれば日本は、政治、経済の両側面で大打撃を受け、国家として衰退の道を駆け下りていくことになるだろう。

東日本大震災の復旧、復興で、日本は極めて困難な時期を迎えている。復興に関しての政府の対策は遅く、明確な展望が開けていないが、復旧、復興のために膨大な経費が必要となるのは明らかである。また国家財政的に極めて厳しい状況にあることも明白である。だから、安全保障や防衛面で何もしなくて良い、とはならない。

何よりも国家存立の基盤となる「海洋立国の体制」を確実にすることを怠ってはならない。今こそ強力なリーダーシップを持った政治が、わが国の安全保障や防衛面で進むべき道を明示すべき時機である。その道筋ははっきりしている。「自盟協立」を旗印として、安全保障や防衛面での施策を着実に推進していくことである。その中でも日本自身の努力として、「自律防衛の強化」を推進することが肝要である。政府は、自律防衛力強化のため、中期防衛力整備計画（要すれば防衛計画の大綱）の大幅な見直しを、速やかに実行すべきである。